

社会福祉法人 一般検査に関する照会

⇒茨城県福祉指導課（福祉監査室）の対応 ～（社会福祉法人）指導監査ガイドライン、審査基準等を参考に実施～

【質問1】 下記のような場合、評議員、役員の報酬等の額については、定款に定められている認識でいいのか。
（具体的に〇〇円といった表記ではなく、報酬金額範囲の記載となるが問題ないのか）

※検査調書該当箇所：『自主点検調書（管理運営）』P13, 14 評議員, 理事, 監事及び会計監査人の報酬 1, 3

■法人の定款

（評議員の報酬等）

評議員に対して、各年度の総額が700,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

（役員の報酬等）

理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

■評議員、役員の報酬等の支給基準表：定めなし

○参考：法人の現状として、評議員、役員は無償で従事

（無報酬と定めているわけではなく、評議員・役員の善意で、就任より現在までずっと無償）

【質問2】 現状、該当法人では評議員も役員もずっと無償で従事してもらっているが、無報酬との定めがあるわけではない。この場合、評議員・役員における報酬等支給基準表の作成はやはり必要か。

※検査調書該当箇所： P14 報酬等支給基準 1,2

⇒（質問1・2共通）

◆考え方・背景等

・法人の事業運営の透明性の向上を図るために、情報公開を徹底

→報酬等の支給額や支給基準の妥当性については、（民間事業者の役員報酬等考慮して）不当に高額なものでないことを具体的に検討したうえで基準を作成し公表

⇒支給基準：勤務形態（常勤・非常勤）に応じた報酬等の区分、役職や在職年数などによる額の算定方法、支給時期や支給方法、支給形態を規定

◆必要となる手続き等

【評議員】

・評議員の報酬等の額については、定款で定めるとともに、支給基準を作成し評議員会の承認を受け公表する。なお、定款において無報酬と定めた場合には、支給基準を作成する必要はない。

→評議員の報酬等の額は定款に定められることから、無報酬とする場合も、その旨、定款で定める必要がある。

⇒評議員の報酬等の額が定款で定められていない場合は文書指摘 <定款で確認>

【役員（理事及び監事）】

- ・役員の報酬等の額については、定款で定める、又は、評議員会の決議により定めるとともに、支給基準を作成し評議員会の承認を受けて公表する。なお、定款において無報酬と定めた場合には、支給基準を作成する必要はない。

→役員の報酬等について、定款にその額を定めていない場合であって、その報酬について無報酬とする場合には、評議員会で無報酬であることの決議する必要がある。なお、この場合、支給基準に、その旨を規定

⇒役員の報酬等の額が定款で定められていない場合であって、評議員会の決議により定められていない場合は文書指摘 <定款及び評議員会の議事録で確認>

*実際に、報酬を受け取っているか否かは、必要とされる規程の整備や手続き等とは無関係
(報酬を受け取っていても、いなくても、規程の整備や手続き等は必要不可欠)

【質問3】 『自主点検調書（管理運営）』において P17 の人事管理 1 の項目で「重要な役割を担う職員」とあるが、この具体的条件として挙げられるものはあるか。

⇒施設長等事業の成否に係るのある職員

【質問4】 『自主点検調書（管理運営）』において、P19の「サービスの質の評価及び向上を図るための措置」について、解釈として、必ず第三者機関より評価を受けなければならないという解釈か。（第三者機関からの評価を受けていなくても、法人内でサービス向上を図るための取り組みを行っている場合でも、「適」の評価でよいのか。）

⇒福祉サービス第三者評価事業は、福祉サービスを提供する事業所のサービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、事業者が施設運営における問題点を把握した上、サービスの質の向上に結びつけること及び受審結果を公表することにより、利用者のサービス選択に資することを目的としているものであることから、法人においては、当該事業による第三者評価（以下、「第三者評価」という。）を積極的に活用し、サービスの質の向上を図るための措置を講じることが望ましい。このようなことを考慮し、法人が行う福祉サービスについて、第三者評価の受審及び結果の公表やサービスの質の向上を図るための措置を行っていない場合は、実施について助言（による対応）。

なお、第三者評価の受審等については、実施しないことが法令等に違反するものではないが、法人は社会福祉事業の主な担い手として、その事業の質の向上を図り、適切なサービスを提供するための取組として積極的に行うべきものであって、例えば、実施要綱3の(3)においても、監査周期の延長に関する判断基準の一つとされていることから、指導監査を行うに当たっては、第三者評価を受け、その結果を公表しているか、サービスの質の向上を図るための措置を講じているかについて確認。
